

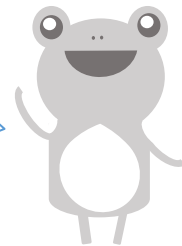
認可保育施設等利用に関わる大切なおしらせ

令和7年12月改訂

保育施設等（認可保育園・認定こども園・地域型保育施設）利用にあたっての重要事項です。必ずこのお知らせをお読みいただき、大切に保管し、必要な手続きをすみやかに行ってください。なお、手続きを行わず保育の必要性が確認できない時は、退園となる場合があります。

「清瀬市保育園等入園・在園のしおり」に入園後のご案内がありますのでご確認ください。

清瀬市のホームページからもご覧いただけます。



1 保育時間について

保育施設でお子様をお預かりする時間（保育する時間）は、原則として保護者が就労等により保育をすることができない時間のみとなります（買い物や食事の準備等の時間は含まれません）。認定された利用時間にかかわらず、保護者のいずれかが保育可能な時間は家庭で保育をしてください。延長保育・土曜保育については保育施設に直接申込みが必要です。延長保育料についても保育施設ごとに異なりますので、詳しくは保育施設に直接お問合せください。

2 保育料について

0～2歳児クラスの保育料は、東京都の施策により児童の年齢・人数・保護者の所得に関わらず市内在住すべての児童の認可保育所等の保育料が無償となります。

3～5歳児クラスは、幼児教育・保育無償化により保育料は無償となります。ただし、延長保育料やその他の実費（食材料費等）は無償化の対象外であるため、費用がかかります。

【問合せ先】

清瀬市福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係
(R8.4より「子育て支援課」は「子ども支援課」となります。)

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
電話：042-497-2086（直通）

3 在園中の手続きについて（家庭の状況の変更等）

保育施設は保育が必要なお子さまを預かる施設です。そのため、通園を継続するためには、入園後も保育が必要な状況が継続している必要があります。保育園に在園中に家庭の状況に変更があった等の場合には、以下のとおり書類の提出が必要になります。

事由	必要書類	提出期日	電子申請	備考
退園	●退園届	原則退園する月の10日まで	○	●期日を過ぎてから提出があった場合、翌月の食材料費等の支払い義務が生じる場合があります。
1か月以上連続の欠席	●長期欠席届	お休みに入る前	○	●1か月以上の無断欠席は退園となります。 ●長期欠席の期間は 最長3か月 です。3か月を過ぎると退園となります。 ●欠席の期間中も保育料および食材料費が発生します。
転園	●保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付申請書 ●就労証明書等	入園の申込みと同様	×	●入園申込み時と同様にいずれかの保育を必要とする事由に該当する必要があります（育休特例で在園している方は、転園した月中に復職することが必要です）。 ●育休特例・みなし育休特例中の転園はできません。 ●転園の決定後は、辞退して元の保育園等を継続することはできません。
住所・氏名・電話番号・世帯員の変更など（結婚・離婚・転居・出産など）	●家庭状況変更届	変更後すぐに	○	●世帯員の増減については、保育料の階層が変わる場合があります。 ● 市外に引越す場合は別途お手続きが必要 です。
退職	●家庭状況変更届	退職日が決定次第すぐに	○	●退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から 3か月 の在園が認められています。 ●3か月以内に新しく就労を開始できない場合や、就労証明書を提出できない場合は退園となります。
就職（求職活動中の方）	●家庭状況変更届 ●就労証明書等	求職活動での在園期間の最終月の10日まで	×	●求職活動での在園期間の 最終月（退職した日の属する月の翌月から3か月目）の10日 までに必要書類が確認できない場合、その月末をもって退園となります。 ● 就労が決まり、「保育標準時間」に変更が必要な場合は、各月20日までに書類の提出があれば翌月1日から認定が適用されます。 20日を過ぎると翌々月からの適用となり延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。
転職	●家庭状況変更届 ●就労証明書	転職先が決定次第すぐに	×	●勤務先や就労の状況によって、別途追加で書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の変更・異動・移転など	●家庭状況変更届 ●就労証明書（就労状況変更時のみ）	変更が決定次第すぐに	×	●勤務時間や日数に変更になった場合、保育の必要量が変わる場合があります。就労状況（就労時間や日数）の変更がない異動・移転の場合は家庭状況変更届のみの提出で構いません。
妊娠・出産・育休特例・みなし育休特例	●家庭状況変更届 ●母子手帳の写し ●就労証明書	出産・育休予定日が決定次第すぐに	×	詳しくは「清瀬市保育園等入園・在園のしおり」および裏面をご参考ください。
その他	●家庭状況変更届	変更希望月の前月20日まで	×	「その他」欄に変更する内容・理由を記載してください。

※手続きによって支給認定の内容（保育の必要性の事由・保育必要量）が変更となる場合は、前月末までに新しい支給認定証を送付します。

※必要と認められる場合は、提出書類の内容を保育施設と共有することがあります。

※期限後の提出（保育・幼稚園係への到達）については、翌々月からの変更となります。

4 出産の予定がある方



出産の予定がある場合は以下のとおり手続きが必要です。事前に必要な手続きをされない場合は**退園となる場合があります**。
また、「**A 育児休業を取得する方**」と「**B 育児休業を取得されない方**」で手続きが異なりますのでご注意ください。

最初に

・産前休暇に入る前までに「**家庭状況変更届**」を提出する

- 母子手帳 ①表紙（母の氏名記入） ②出産予定日のわかるページ のコピーを添付

※つわりや体調不良・産後の回復のために上の子を連れて里帰りをする際、1か月以上となる場合は**長期欠席届**の提出をお願いします。

※**長期欠席の期間は最長3か月**です。3か月を過ぎると退園となります。

出生後

・**出生（世帯員増）の「家庭状況変更届**」を提出する

出生届の提出時やマル乳医療証の手続き時に届出いただくことをおすすめします。

A 育児休業を取得する方

・下記の「育休特例」または「みなし育休特例」の要件を満たす場合は最長で生まれたお子様が1歳になる年度末まで上のお子様の保育園等の利用が認められます。

- **就労証明書** を提出してください。
※**育児休業期間の記入が必要です**。

・保育の必要性の事由は「育児休業」となり、「**保育短時間認定**」になります。

・次の①②のうち、いずれか早い方が育児休業期間の認定開始日となります。

①**出産予定月の2か月後の翌月1日**

②**父の育休取得開始日の翌月**

注意!

「育休特例」「みなし育休特例」適用中は転園月中に復職される方以外は、転園できません。

- ・保育必要量と認定期間を変更した通知を送付します。
- ・遡って保育必要量を変更することはできません。

B 育児休業を取得されない方

・育児休暇・休業がなく、産後休暇後に就労されない場合は、**出産予定月の翌月から2か月**で退園となります。

	←	在園可能	→	退園
出産予定月		1か月後	2か月後	

就労を再開される方

・**出産予定月の翌月から3か月後の月末**までに就労を再開（復職）し、

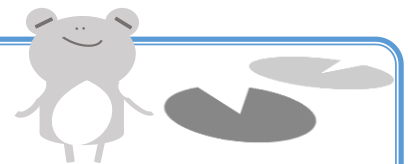
- **復職証明書または就労証明書等** を4か月後の10日までに提出してください。

	←	在園可能	→	復職	10日までに証明書提出
出産予定月		1か月後	2か月後	3か月後	4か月後

※生まれたお子様が、就労を開始する月に保育施設に入園できるように入園の申込みをしてください。

※生まれたお子様の**保育施設が確保できない場合は**、在園されているお子様が退園となります。（親族の保育は保育施設とはみなしません）

育休特例・みなし育休特例



- ・産前休暇を取得する前までに手続きを行ってください。
- ・下記の条件をすべて満たす方が適用できます。

【育休特例】

- ・下記の条件をすべて満たす方が適用できます。
- ①出産予定月まで継続して在園が3か月を経過している
- ②保育の認定事由を「就労」で受けている
- ③育児休業を取得することができる
- ④育児休業後、**元の勤務先に復職**することができる

【みなし育休特例】

- ①出産予定月まで継続して在園が3か月を経過している
- ②保育の認定事由を「就労」で受けている
- ③自営業や雇用形態により育児休業を取得することができない
- ④会社が一時的な休業や離職を認めていることが確認できる
- ⑤休業や離職前と同等以上の条件で**元の勤務先に復職または再契約**ができる

育児休業を延長する方

・育児休業給付金の手続きに申込書類一式の写しが必要となりますので**ご自身で写しをお取りください**。

・育児休業給付金の手続きに入園申込みが必要な方は、**該当月の申込み期間内**にかならずお手続きください。

復職される方

・入園した月の月末までに復職し、
● **復職証明書** を入園した月の翌月10日までに提出してください。

※復職とは産前産後休暇・育児休業前の雇用条件と同じ条件で就労を再開することです。

※以前の勤務先に復職、または再契約できない場合や就労状況が同等でない場合、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合は在園しているお子様が退園となります。